

千葉県監査委員告示第2号

千葉県監査基準第9条第1項及び第2項の規定により令和3年度監査実施方針及び監査年間計画を策定したので、同基準第11条の規定により別紙のとおり公表します。

令和3年1月28日

千葉県監査委員	大木正人
同	宮原清貴
同	伊藤康平
同	向後保雄

令和3年度監査実施方針及び監査年間計画

1 監査実施方針

令和3年度の監査実施方針は、次のとおりとする。

(1) 国の動向

ア 地方行財政改革等に係る動向

国は、「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）の中で、新型コロナウイルス感染症の拡大によって浮き彫りとなった行政分野のデジタル化・オンライン化の遅れに対して迅速な対処を行うこととしており、国・地方を通じたデジタル基盤の標準化の加速、行政手続の書面・押印・対面主義からの脱却などを挙げている。また、持続可能な地方自治体の実現の一環として、地方自治体間の多様な広域連携の推進、地方公営企業の業務効率化などを挙げている。

イ 地方財政に係る動向

地方公共団体において生じた新型コロナウイルス感染症対策に係る新たな財政需要に対し、国は、令和2年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金制度を設け、交付金を交付することとした。

また、「令和3年度地方財政対策のポイント」（令和2年12月21日総務省地方財政局）によると、「新型コロナウイルス感染症の影響により地方税等が大幅な減収となる中で、一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで実質前年度を0.2兆円上回る62.0兆円を確保」するとしている。

(2) 本市の状況等

ア 財政等の状況

令和元年度の一般会計決算では、58億円の实質収支を確保したほか、実質公債費比率や将来負担比率が低減し、財政状況の着実な改善が図られているが、基金借入金残高や病院事業における累積赤字が多額であるなどの課題を抱えており、引き続き、財政健全化に向けた取組みが必要な状況にある。こうした中、令和3年度の本市の財政見通しは、新型コロナウイルス感染症の影響による個人所得や企業収益の落ち込みによって、市税の大幅な減収が避けられず、一方で、新型コロナウイルス感染症へ対応するための新たな財政需要とともに、少子・超高齢社会の到来や保育・子育て環境の向上に伴う社会保障関係経費の増加が見込まれ、極めて厳しいものとなっている。

このような状況の下、財政健全化プラン及び行政改革の取組を推進しつつ、市民生活の向上や本市の発展につながる施策について、事業費の精査を行ったうえで、事業の着実な推進を図ることとしている。

イ 内部統制の状況

令和2年4月1日から内部統制制度の運用が始まった。そして、市長は、令和3年度に、令和2年度の内部統制に係る評価報告書を作成し、監査委員の審査意見を付して議会に提出することになっている。

ウ 議会の動向

議会は、令和元年度決算審査の結果、10項目の指摘要望事項を市長に提出している。この中で、前年度に引き続き、災害に強いまちづくりに向けた各種の取組を要望しているほか、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活困窮者対策や中小企業支援、さらに、外国人住民の支援、子供の貧困における学習支援などの取組を要望している。

(3) 監査等の方向性及び重点項目

上記の国の動向及び本市の状況を踏まえ、監査等の方向性及び重点項目を次のとおり定める。

ア 監査等の方向性

監査等の対象に係るリスクを識別し、過去の監査結果、監査結果に対する措置の状況及び内部統制の整備・運用状況をもとにリスクの内容及び程度を検討し、人員、時間等の監査資源を重点的に配分することにより、効果的な監査等を効率的に実施することを基本に、その方向性を次のとおり定める。

(ア) 内部統制の整備・運用状況に対する監視の役割を意識しつつ、監査等を実施する。

(イ) 内部統制評価報告書審査との有機的連携を図れるよう、監査等の内容を調整する。

(ウ) 3E（経済性、効率性、有効性）の観点を意識した監査等を実施する。

(エ) 監査等において問題が発見された場合は、原因の究明に努めることとし、その原因の所在に応じ、制度そのものの見直しや、チェック体制の改善などを求める。

(オ) 監査等の結果は、全庁に周知し自主的な改善を促すとともに、市民に分かりやすく情報提供を行う。

イ 重点項目

以下の事務の管理及び執行等について重点的に監査等を行うこととする。

なお、必要に応じ、監査等の種類ごとに定める実施計画において、監査等の対象に係るリスクの内容及び程度を検討した上で、個別の重点事項を定める。

- (ア) 違法若しくは不当な事案又は改善を要する事案であって、金額的影響度等の量的重要性や、行政に求められる信頼性や公平性、住民の安全の確保等の質的重要性が高いもの
- (イ) 新規事業、予算が重点的に配分された事業、外部委託化された事業及び情報システム導入等により事務手順が大きく変更された事業
- (ウ) 他の地方公共団体で問題となった事案及びマスメディアで報道されるなどにより市民の関心が高い事案

2 監査年間計画

令和3年度の監査年間計画は、次のとおりとする。

(1) 監査等の種類等

令和3年度の監査等の種類並びに監査等の種類ごとの対象及び方針は、次のとおりとする。

なお、対象の選定に当たっては、外部監査人の監査の実施に支障を来さないよう配慮するものとする。

ア 定期監査

- (ア) 事務事業監査（地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第2項及び第4項）

財務監査（（イ）の工事監査を除く。）及び行政監査を合わせて事務事業監査として実施し、市が執行する財務に関する事務及び市が経営する事業の管理並びにその他の事務の執行について、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

監査の対象は、総合政策局、財政局、保健福祉局、稲毛区役所及び若葉区役所（区選挙管理委員会事務局を含む。）、水道局、会計室並びに議会事務局が令和2年度及び3年度に実施した事務事業とし、第1期及び第2期に分けて監査を実施する。なお、必要がある場合は、他の年度に実施した事務事業又は他の部局が実施した事務事業も対象とする。

- (イ) 工事監査（法第199条第1項、第2項及び第4項）

市が執行する工事等（工事に伴う設計、監理等の業務委託を含む。以下同じ。）及び関連する事務について、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか、また、技術面から適正に行われているか監査する。

監査の対象は、令和2年度に執行した工事等のうちから、工事種別、用途、構造、契約内容等を勘案して選定することとし、第1期及び第2期に分けて監査を実施する。なお、必要がある場合は、他の年度に執行した工事等又は他の部局が執行した工事等及び関連する事務も対象とする。

イ 財政援助団体等監査（法第199条第1項、第2項及び第7項）

市が補助金等の財政的援助を与えている団体、資本金等を出資している団体及び公の施設の管理を行わせている団体の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか、また、当該団体に対する財政的援助等に係る事務について、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか監査する。

監査の対象は、ア（ア）に掲げる部局が令和2年度に行った財政的援助等のうちから、実績等を勘案して団体を選定し、当該団体の財政的援助等に係る出納その他の事務及び当該団体に対する財政的援助等に係る事務を対象とする。なお、必要がある場合は、他の年度に実施した事務又は他の部局が実施した事務も対象とする。

ウ 一般会計・特別会計歳入歳出決算審査（法第233条第2項）

市長から審査に付された令和2年度一般会計・特別会計歳入歳出決算、証書類及び政令で定める書類について、法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

審査の実施に当たっては、決算の構成要素ごとに、過去の監査等の結果などを踏まえつつ、一定の金額及び割合を超えるものを選定する。

エ 公営企業会計決算審査（地方公営企業法第30条第2項）

市長から審査に付された令和2年度公営企業会計決算、証書類、当該年度の事業報告書及び政令で定めるその他の書類について、法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

審査の実施に当たっては、決算の構成要素ごとに、過去の監査等の結果などを踏まえつつ、一定の金額及び割合を超えるものを選定する。

オ 基金運用状況審査（法第241条第5項）

市長から審査に付された令和2年度の美術品等取得基金運用状況報告書の計数が正確であり、同基金の運用が確実かつ効率的に行われているか審査する。

カ 健全化判断比率等審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項）

市長から審査に付された令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ正確であるか審査する。

キ 例月現金出納検査（法第235条の2第1項）

会計管理者並びに病院事業、下水道事業及び水道事業の各管理者が管理する現金の出納事務について、毎月例日を定め、正確に行われているか検査する。

ク 内部統制評価報告書審査（法第150条第5項）

市長が作成した令和2年度内部統制評価報告書について、市長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているか審査する。

ケ その他の監査

アからクまでに掲げる監査等のほか、法令の規定に基づき請求若しくは要求があったとき又は監査委員が必要があると認めるときは、法令に基づく監査を実施する。

(2) 各監査等の実施予定時期

各監査等の実施予定時期は、次の表のとおりとする。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
事務事業定期監査（第1期） ←————→ 同（第2期）											
工事定期監査（第1期） ←————→ 同（第2期）											
財政援助団体等監査 ←————→											
決算審査及び基金運用状況審査 ←————→											
健全化判断比率等審査 ←————→											
例月現金出納検査											
内部統制評価報告書審査 ←————→											

(3) 品質管理

ア 方針

監査委員は、本計画に基づく監査等が、千葉市監査基準、令和3年度監査実施方針、本計画及び実施計画に基づき適切に実施されているかを管理する。

イ 手続

令和4年3月の監査委員会議において、確認及び評価を行う。あわせて、令和4年度の実施方針及び年間計画の策定に係る検討を行う際、同時点までに実施した監査等を対象に中間的な確認及び評価を行うものとする。

(4) 監査等の実施体制

監査委員4人で監査等を実施し、事務局長以下職員18人が補助する。